

# 中小企業の資金繰り支援のため 10月31日から緊急保証制度が始まりました



こんな方が対象です

【従来のセーフティネット保証対象業種】

- 建設業
  - ものづくり製造業
  - 運送業
  - ガソリンスタンド
- など

**185業種**

対象となる方が広がりました。

## 原材料価格高騰の影響を受ける業種

- ☆各種製造業
  - ☆食品加工製造業
  - ☆化学工業
  - ☆プラスチック製品製造業
- など

## 仕入価格高騰の影響を受ける業種

- ★飲食店
  - ★不動産業
  - ★卸売業
  - ★サービス業
  - ★小売業
- など

## 618業種(中小企業の65%をカバー)

業種の詳細は、中小企業庁ホームページ  
商工会、市町村窓口等でご確認ください！

対象業種の中小企業は、**金融機関**から**融資を受ける際に「一般保証」とは、別枠で**  
**無担保で『8,000万円』まで** } **信用保証協会の100%保証を**  
**普通担保で『2億円』まで** } **受けることができます**

(注:金融機関、信用保証協会の審査の結果によっては、保証を受けられない場合があります。)

「緊急保証制度」の利用や  
日本政策金融公庫の  
マル経融資など  
金融に関する相談は

# 商工会まで！



## 1. 『緊急保証制度』の利用方法（まずは、**商工会**にご相談ください！）

- ①国の**指定業種(618業種)**に指定されていることを確認してください。
- ②**市町村における認定要件(下記)**に合致していることを確認してください。
- ③本店(個人事業主の方は、主たる事業所)所在地の**市町村役場(商工担当課)**へ行き、**認定申請**を行い、「**市町村長の認定**」を受けて下さい。
- ④認定を受けましたら、ご希望の**金融機関**に「**信用保証付の融資**」をお申し込みください(※借入に必要な書類は、各金融機関で異なります)。
- ⑤同時に、**信用保証協会**へ「**保証申し込み**」をして下さい。  
(※個人で申請する場合と、金融機関を経由して代理申請する場合があります。)
- ⑥金融機関、信用保証協会の**審査**に通りましたら、**融資実行**です。

### ■市町村における認定要件(申請に必要な書類、手続きは、**市町村商工担当課**でご確認ください)

・以下の**いずれかの要件**に合致していることの**認定**を受けてください。

- ①最近3か月間の**平均売上高**が前年度比**3%以上減少**している。
- ②製品等原価のうち20%以上を占める**原油**又は**石油製品**の**仕入れ価格**が上昇しているにもかかわらず、製品等**価格に転嫁できていない**。
- ③最近3か月間の**平均売上総利益率**又は**平均営業利益率**が、前年同期と比べ、**3%以上減少**している。



## 2. 日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)のセーフティネット貸付制度

- ①対象：**中小企業**で、売上や収益が減少した方、経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している方、取引企業などが倒産した方
  - ②融資額：**普通貸付**とは、**別に4800万円以内**(借入理由で限度額が異なります)。
- ※ご相談、お申し込みは、お近くの**日本政策金融公庫の本支店**まで。



## 3. 短期のつなぎ資金対策として(全国商工会連合会提携 会員優遇カードローン)

- ①**会員優遇カードローン**・・・ご利用可能枠内であれば、**何度でも借入れ・返済が可能**。
  - ②特徴・・・担保・第三者保証不要、返済手数料不要、来店不要、銀行ATMでの入出金
  - ③ご利用可能枠・・・500万円・400万円・300万円・200万円・100万円の5コース
  - ④融資利率(実質年率)・・・**7.5%~14.4%**(**商工会員特別優遇金利(-0.5%)**適用後)
  - ⑤対象者・・・**商工会員**であって20歳~69歳までの**業歴1年以上の事業経営者**の方
- ※優遇金利の適用には、**商工会員専用申込書**での**申し込みが必要**です。  
 ※審査結果により御希望に添えない場合があります。  
 ※お問い合わせは、**全国商工会連合会**(電話**03-3503-1257**または**ホームページ**)まで